

村 農 第 1526 号  
令 和 8 年 1 月 9 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

村上市長 高橋 邦芳

市町村名 (市町村コード)	村上市 (15212)
地域名 (地域内農業集落名)	山辺里地区 (仲間町、山辺里、西興屋、四日市、天神岡、下相川、日下、下山田、高平、上相川、大関、小谷、上山田、鎧物師、門前、大栗田、赤沢、菅沼、袋、坪根)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月26日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

当区域は稻作を基幹とした農業地域であり、平坦部は県営ほ場整備による大区画ほ場が整備されている。地域内には農業法人1社及び有限会社1社、集落営農組織が3団体が組織されている。農業者の高齢化が進んでおり、新たな農地の受け手の確保や農道・水路の管理が課題となっている。加えて山間部の農地を中心に農道整備や水路の確保など条件不利地の課題が重なり耕作放棄地が増加している。また、イノシシやサルによる農地と農作物の被害拡大による、有害鳥獣対策も喫緊の課題である。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

地区の主要作物である水稻を中心に、段階的に集積・集約化を進める。地域内における高齢化や後継者課題等による課題に対し、今後農業をどう維持するか、また、地域において効率的な営農管理が図れるかについて、集落(地域)での話し合いを定期的に進める。集落営農組織の育成などにより集積を推進していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	772.32 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	634.46 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.00 ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

「協議の場」で協議された農振農用地区域内の農地(青地)及び、引き続き耕作する農振農用地区域外の農地(白地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積を推進する。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

地域での話し合いを進めるとともに、農地中間管理機構を活用し段階的に集約化を進める。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

地域や担い手のニーズを把握し、基盤整備事業への取組を検討していく。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

担い手に対して農地の集積・集約化を図り、自治体やJA等と連携し、栽培技術の支援や生産する農地の斡旋などに取り組む。また、農地および営農維持が困難な集落に対し、地域内外から地域農業を支える多様な経営体を募集するなど、経営体間の話し合いやマッチングによる切れ目のない農地利用と営農推進を図る。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

必要に応じ受託組織や担い手へ作業を委託し、荒廃農地の発生を防止する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシや猿の被害が拡大しないよう電気柵等を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ②安心・安全な農産物の提供、多様なニーズに対応するため、地域農産物の付加価値を向上する取り組みを進める。
- ③営農管理の効率化や品質向上・収量増加のため、JAが提供する営農支援システム等を活用し、適期かつ効率的な営農管理をめざすとともに、多様な営農条件に適したスマート農業技術の導入・普及にむけた取り組みを推進する。
- ⑦多面的機能の維持・発揮を図るため、集落単位での共同活動により、適切な保全管理を推進する。また、中山間地域等において、耕地条件の悪化や高齢化に加え、農業生産の維持・管理低下が課題となる集落については、交付金等の活用を推進し、集落(地域)と経営体が一体となった取り組みを推進する。